

⑤「大正二年以降市公園綴」(170件)

番号	名称	年代	差出人	宛名人	備考
表紙	大正二年以降市公園綴	T2(1913)～	農商務係		・合綴 ・永年保存 ・最初のページに索引(4枚)があり、資料左上に朱で番号が記入されている ・後半で綴り紐切れている
1	(高岡公園管理に関する規程条例)	M36(1903).10.26	富山県知事 李家隆介	高岡市	・第1～5条までの遵守規程の記載
2	(高岡公園地使用条例並に施行規則改正の談議につき召集書発行許可伺書)	T2(1913).3.8			・高岡公園借地人12名と桜馬場公園借地人24名に送付
3	(公園使用願提出につき書類様式伺書)	T2(1913).3.5			
4	公園地使用願様式案				・5-3と関連 ・提出のために、使用者に記載してもらうための項目が設けられている
5	高岡市公園地使用条例並に施行規則	T1(1912).10.14	高岡市長 松島喜五郎		・条例第1～20条まで ・施行規則第1～10条まで ・藁半紙に印刷
6	始末書	T2(1913).3.14	西部三郎右衛門	高岡市長 松島喜五郎	・看守人(三村六次郎)による取調見取図つき ・上田次吉ほか34名の名前が記載
7	(高岡公園説明書)				・公園に関する説明書 ・条例、施行規則の記載などあり
8	(高岡公園露店使用願につき許可伺書)	T2(1913).3.27			・吉久九右衛門ほか3名あてに許可を出してよいかとの伺文書 ・命令書(案)記載第1～12条まで ・使用期間T2.4.1～10.31まで ・休茶屋(お休み処)設置目的で
9	高岡公園露店使用願	T2(1913).3.19	吉久九右衛門ほか3名	高岡市長 松島喜五郎	・吉久九右衛門ほか3名あてに許可を出してよいかとの伺文書 ・使用期間T2.4.1～10.31まで ・休茶屋(お休み処)設置目的で
10	営業品目録	T2(1913).3.19	吉久九右衛門ほか3名	高岡市長 松島喜五郎	・吉久九右衛門ほか3名あてに許可を出してよいかとの伺文書 ・使用期間T2.4.1～10.31まで ・休茶屋(お休み処)設置目的で ・5-9と関連。4名の署名と売店で取り扱う品々を列記
11	(高岡公園内枯松取調書上)		三村六次郎(看守人)	高岡市役所	・赤松、男松、カレ(枯)松、段木などがどのくらいの高さ・幅でどこに植えられているか調べたもの
12	見積書	T2(1913).3	土器町 米納吉左衛門	高岡市長 松島喜五郎	・公園内に設置の腰掛、橋などの修繕等に関わる金額見積書
13	予算支出表	T2(1913).3			・5-12と関連 ・高岡公園、桜馬場公園など各所の管理費はどこから出ているか記したもの
14	高岡公園並に桜馬場公園内雪洞設置・御旅所、電灯建設につき許可伺書	T2(1913).4.8			・花見に伴う観光客誘致のため、ぼんぼり、御旅所、電灯を設置したいとの願出を許可してよいか伺う文書
15	公園内雪洞建設の件(設置許可願)	T2(1913).4	桜馬場保勝会代表 荒野栄一郎	高岡市長 松島喜五郎	・桜の季節に合わせてぼんぼり200本を沿道に建設すること、期限は晴天10日間、点灯は日没～24時まで、火災には気をつけること
16	公園内御旅所建設の件	T2(1913).4	桜馬場保勝会代表 荒野栄一郎	高岡市長 松島喜五郎	・祭場として稲荷祭典を挙げる目的 ・挙行期限は7日間 ・御旅所の位置は公園内千畳敷に建設など記載
17	桜馬場電灯建設願	T2(1913).4.8	桜馬場保勝会代表 荒野栄一郎	高岡市長 松島喜五郎	・電灯200個設置(4.8～5.8まで) ・電灯取付見取図つき
18	高岡公園一部使用願	T2(1913).4.11	苗崎又八	高岡市長 松島喜五郎	・4.13午前10時より自転車競走会開催のため小竹藪一部を無料使用したい
19	(桜馬場公園内電灯に関する照会に対する回答書)	T2(1913).4.9	高岡電灯株式会社	高岡市役所	・5-20に対する回答
20	(桜馬場公園内電灯に関する照会案)	T2(1913).4.9	高岡市役所	高岡電灯株式会社	・電灯設置により漏電やその他の危害が及ぶことはないかの照会状(案)
21	(桜馬場公園内掲示板設置につき許可伺)	T2(1913).4.1			・第1～3ヶ条までの記載
22	(高岡公園濠池内蓴菜採取につき許可伺書)	T2(1913).5.26	柴野源太郎	高岡市長 松島喜五郎	・三の丸東北方濠池に産する蓴菜採取許可願 ・(5.26～8.31まで) ・採取区域見取図付属

23	高岡公園濠池内蓴菜採取願	T2(1913).5.22	柴野源太郎	高岡市長 松島喜五郎	・三の丸東北方濠池に産する蓴菜採取許可願 ・(5.26～8.31まで) ・採取区域見取図付属
24	(高岡公園阻地平地等雑草木刈払掃除工事実施につき競争入札許可伺書)	T2(1913).5.26			・「阻」は、けわしい、さえぎる、はばむの意 ・平地約2万坪 ・三笠山(半面)神社横広場中の島に対面する阻地、小竹藪内で指定地及び阻地の一部、中学校路渚分路等を除く公園地内、平地阻地に発生している雑草刈払についての仕様書 ・契約の翌日より10日間のうちに実行のこととあり ・刈払区域を記した見取図あり
25	高岡公園内阻地平地等雑草木刈払の掃除仕様書				・平地約2万坪 ・三笠山(半面)神社横広場中の島に対面する阻地、小竹藪内で指定地及び阻地の一部、中学校路渚分路等を除く公園地内、平地阻地に発生している雑草刈払についての仕様書 ・契約の翌日より10日間のうちに実行のこととあり ・刈払区域を記した見取図あり
26	(捕蛍依頼の件につき照会案)	T2(1913).5.28	高岡市役所	近江国守山尋常高等小学校	・蛍を捕獲し、発送してほしいとの内容 ・「本年も左記の通り(捕獲を依頼)」と記載していることから、毎年恒例だった可能性あり ・宛先は近江国守山・尋常高等小学校 ・捕獲数は7,000～10,000匹 ・発送は3～4回に分送(送料・作業費などすべて高岡市持ち) ・見取図つき
27	(統計書印刷物相見積に関する報告書)	T2(1913).6.21	明治印刷会社	高岡市役所勸業課	
28	(市勢要覧に関する件につき報告書)	T2(1913).6.15	明治口口株式会社	高岡市役所勸業課	
29	(天幕無償使用願の件につき許可伺書)	T2(1913).7.14	富山県教育会	高岡市長 松島喜五郎	・5～6間のもの ・教育品展覧会(9.10～9.19まで)開催し、第1会場にて使用するため
30	借用願(教育品展覧会のため)	T2(1913).7	富山県教育会	高岡市長 松島喜五郎	・5～6間のもの ・教育品展覧会(9.10～9.19まで)開催し、第1会場にて使用するため
31	(公園内遊船の儀につき許可伺書)	T2(1913).7.14	柴野源太郎	高岡市長 松島喜五郎	・条件付きで許可するというもの ・7.15～10.30まで運行予定 ・中の島橋下を定繁場として、4艘の船を運航したいとの旨 ・船の見取図あり
32	高岡公園濠池内遊船の儀につき願	T2(1913).7.12	柴野源太郎	高岡市長 松島喜五郎	・条件付きで許可するというもの ・7.15～10.30まで運行予定 ・中の島橋下を定繁場として、4艘の船を運航したいとの旨 ・船の見取図あり
33	寄附願	T2(1913).7.9	富山県協賛会 高岡市教育長 松島喜五郎	高岡市長 松島喜五郎	・金200円の寄付 ・紅葉橋改築のための寄付
34	寄附願	T2(1913).7.28	富山県協賛会 高岡市教育長 松島喜五郎	高岡市長 松島喜五郎	・金100円 ・桜馬場公園石堤修築のため
35	寄附願(案)	T2(1913).7.28	富山県協賛会 高岡市教育長 松島喜五郎	高岡市長 松島喜五郎	・5-34の案
36	(高岡公園梅林に産する梅実払下につき許可伺書)	T2(1913).8.1	定塚町 作井助三郎	高岡市長 松島喜五郎	・作井助三郎より申出あり ・金1円50銭にて払下げるとの内容(競争入札にしても価格がつかないため) ・梅実約3斗(払下代金1円50銭)
37	梅実払下願	T2(1913).7	定塚町 作井助三郎	高岡市長 松島喜五郎	・作井助三郎より申出あり ・金1円50銭にて払下げるとの内容(競争入札にしても価格がつかないため) ・梅実約3斗(払下代金1円50銭)
38	所労届(病気につき休暇願)	T2(1913).8.19	高岡公園看守人 三村六次郎	高岡市長 松島喜五郎	・明夜より病気のため8.23まで休むと届け出た文書
39	(高岡公園小竹藪使用願に対する指令案)	T2(1913).8.28	鍋本佐太郎	高岡市長 松島喜五郎	・小竹藪100坪あたりを宴会場として無料使用させてほしいとの願出を受けて許可を出してもよいか伺う文書 ・8.29または8.30の晴天1日使用したいとのこと
40	高岡公園内使用願	T2(1913).8.28	鍋本佐太郎	高岡市長 松島喜五郎	・小竹藪100坪あたりを宴会場として無料使用させてほしいとの願出を受けて許可を出してもよいか伺う文書 ・8.29または8.30の晴天1日使用したいとのこと
41	(高岡公園一部使用につき許可案)	T2(1913).9.4	私立高岡市教育会長 菅野伝右衛門	高岡市長 松島喜五郎	・教育会主催の教育品展覧会開催のため9.10～9.19まで湯口所を設置予定。そのために使用させてほしいとのこと ・見取り図あり(本丸広場内・射水神社左隣箇所)

42	公園内一部使用願	T2(1913).9.3	私立高岡市教育会 長 菅野伝右衛門	高岡市長 松島喜 五郎	・教育会主催の教育品展覧会開催のため9.10～9.19まで湯口所を 設置予定。そのために使用させてほしいとのこと ・見取り図あり(本丸広場内・射水神社左隣箇所)
43	(高岡公園使用許可案)	T2(1913).9.1	麻井亀次郎	市長	・公園内使用許可伺書 ・ただし料金は3ヶ月間分金62銭5厘をすぐに納入するようにとあり ・公園地内の明丸50坪を8.25～3ヶ月間遊技場のため使用したい とのこと(ローラースケート練習場。見取図つき) ・売品は酒／餅／団子／菓子／ラムネなど
44	高岡公園内使用願	T2(1913).8.25	麻井亀次郎	市長	・公園内使用許可伺書 ・ただし料金は3ヶ月間分金62銭5厘をすぐに納入するようにとあり ・公園地内の明丸50坪を8.25～3ヶ月間遊技場のため使用したい とのこと(ローラースケート練習場。見取図つき) ・売品は酒／餅／団子／菓子／ラムネなど
45	天幕借用願	T2(1913).8.22	富山県教育会	高岡市長 松島喜 五郎	・天幕を9.12～9.14まで借用したいとの旨(教育大会開催のため)
46	高岡公園使用願(教育大会余興相撲 場設立につき)	T2(1913).9.5	富山県教育会主催 教育大会接待係長 釜本三郎	高岡市長 松島喜 五郎	・9.15に開催の教育大会青年大会の余興角力場のため使用したい とのこと ・見取図つき
47	稟請土地交換の件につき指令書	T2(1913).10.2	富山県知事 浜田慎 之助	高岡市	
48	高岡公園道路取括めの件につき依 頼状(案)	T2(1913).3.17	高岡市役所	射水郡役所	・「高岡公園道路取括めのため敷地交換方につき稟請」(案)つき ・道幅が狭いため、拡張のために申し出ている内容。最も不便と 考えられるのが郡役所前～明丸、三の丸に通じる道。一方は濠 で、他方は郡役所の板塀に遮断されている状態。本年は連合共 進会に伴って教育大会なども開催され、なお一層公園内に観覧者 が増えるものとする。 ・訂正箇所が入っている
49	高岡公園内雑草木刈取掃除に関す る競争入札取消につき伺書	T2(1913).6.4			・公園内雑草木刈取掃除につき、競争入札をかけるも、金額がど れも超過のため、1度目は取消し、2回目を行ったが、これも金額を 超過したため今回は入札を取りやめ、直営で刈取作業を行うがよ いかとの伺書。入札金額書上が付属
50	入札書	T2(1913).6.4	菅原栄太郎	高岡市長 松島喜 五郎	・5-49関連の入札書 ・6.2付の伺書、入札書で5名から3名に絞られたか
51	入札書	T2(1913).6.4	棚田吉次郎	高岡市長 松島喜 五郎	・5-49関連の入札書 ・6.2付の伺書、入札書で5名から3名に絞られたか
52	入札書	T2(1913).6.4	水巻伝三郎	高岡市長 松島喜 五郎	・5-49関連の入札書 ・6.2付の伺書、入札書で5名から3名に絞られたか
53	入札書	T2(1913).6.4	山本太八	高岡市長 松島喜 五郎	・5-49関連の入札書 ・6.2付の伺書、入札書で5名から3名に絞られたか
54	(高岡公園内雑草木刈払掃除工事競 争入札実施につき許可伺)	T2(1913).6.2			・6.4に再入札を実施するため、午前11時に来るよう通知してよい か伺う文書(5名の入札希望者) ・入札交名書つき(1～3番記載済)→3名ピックアップ済
55	入札書	T2(1913).6.2	水巻伝三郎		
56	入札書	T2(1913).6.2	菅野伝右衛門		
57	入札書	T2(1913).6.2	棚田吉次郎		
58	入札書	T2(1913).6.2	北川吉五郎		
59	入札書	T2(1913).6.2	増山外次郎		
60	仕様書				・5-54関連の仕様書 ・見取図つき(朱塗りの部分が刈取)2枚
61	(高岡公園濠池内蓮根採取につき許 可伺書)	T2(1913).10.18	柴野源太郎	高岡市長 松島喜 五郎	・命令書(案)を遵守し、採取の事とあり ・金10円で採取希望 ・翌T3(1914).1.31まで採取させてほしいとのこと ・見取図つき
62	蓮根採取願	T2(1913).10.10	柴野源太郎	高岡市長 松島喜 五郎	・命令書(案)を遵守し、採取の事とあり ・金10円で採取希望 ・翌T3(1914).1.31まで採取させてほしいとのこと ・見取図つき

63	(高岡公園使用願につき許可伺)	T2(1913).10.14	市立高岡商業学校 長 須藤文吉	高岡市長 松島喜 五郎	・10.16に射水神社横空地において運動会を開催するため、使用を許可してほしいとの内容
64	高岡古城公園使用願の件につき願	T2(1913).10.10	市立高岡商業学校 長 須藤文吉	高岡市長 松島喜 五郎	・10.16に射水神社横空地において運動会を開催するため、使用を許可してほしいとの内容
65	(建物増築に関する許可案)	T2(1913).10	宮野なか	高岡市長 松島喜 五郎	・本人所有の建設物増築について、借地の隣の朱線の箇所に増築したいとの内容。付属図つき
66	建物増築につき許可願	T2(1913).10.20	宮野なか	高岡市長 松島喜 五郎	・本人所有の建設物増築について、借地の隣の朱線の箇所に増築したいとの内容。付属図つき
67	高岡公園調査の照会に対する回答 案	T2(1913).11.27	高岡市役所	富山県内務部	
68	高岡公園調査に関する照会状	T2(1913)	富山県内務部	高岡市役所	・5-67に関連
69	(公園調書の件につき回答書伺)	T2(1913).11.14			・大字／字／番号／地目／面積／所有者と項目があり、それぞれ記入されている ・ところによっては、所有者に「官有」や「高岡市」などの文字が記載
70	(高岡公園調査書)				・大字／字／番号／地目／面積／所有者と項目があり、それぞれ記入されている ・ところによっては、所有者に「官有」や「高岡市」などの文字が記載
71	(公園調査の件につき照会状)	T2(1913).11.8	高岡市役所	富山県内務部	・高岡公園の面積調査についての照会状 ・5-70と関連しており、調査表の様式例と所有者内訳で国有・市有かを記入するよう指示されている
72	高岡公園調査の件につき照会回答 案	T2(1913).12.3	高岡市役所	富山県内務部	・M22(1889)に市制が導入され、初めて高岡公園は本市の管理に属すものとなった。それ以前のことは射水郡役所で取り扱っており、当時のことについて写しの書類があるので、これを参考にしてほしいとのこと ・写〔高岡公園地内のうち、888坪1合(射水郡役所敷地)、958坪1合(道敷地)〕M13(1880).5.13の情報
73	公園調査の件につき照会状		富山県内務部	高岡市役所	・5-72と関連。質問状
74	帝国桜花会へ回答(案)(高岡桜馬場 公園に関する照会につき回答案)	T3(1914).2.17	高岡市役所	帝国桜花会	・桜馬場公園を取りあげ、市内の桜の名所として報告している。所在地、面積、品種、本数などが記載されている
75	(桜の名所に関する照会状)	T3(1914).2	帝国桜花会	高岡市役所	・全国にある桜の名所調査を行いたいとする内容
76	(高岡公園内における枯植木処分につ き許可伺書)	T3(1914).2.26			・公園内射水神社前右側にある松の木は枯れ果てているため、これを伐採し、口木として利用したいとの内容 ・伐採にかかる人員、費用など概算している
77	(高岡公園内における盗伐発生につ き御届提出伺書)	T3(1914).3.3	高岡市役所	高岡警察署	・公園看守人である三村六次郎より、2.25～2.27の間に何者かが公園内の樹木を伐採し盗んだとの報告を受け、高岡警察署に届け出ようとするもの
78	公園樹木盗伐の義につき報告書	T3(1914).3.2	三村六次郎	高岡市長 鳥山敬 二郎	・公園看守人である三村六次郎より、2.25～2.27の間に何者かが公園内の樹木を伐採し盗んだとの報告を受け、高岡警察署に届け出ようとするもの
79	寄付申出につき受納許可伺書	T3(1914).2.28	連合共進会 富山県 協賛会 高岡市委員 長代理 釜本三郎	高岡市長 鳥山敬 二郎	・寄付金100円を桜馬場公園の石堤修築費用として寄付するというもの
80	寄付願	T3(1914).1.19	連合共進会 富山県 協賛会 高岡市委員 長代理 釜本三郎	高岡市長 鳥山敬 二郎	・寄付金100円を桜馬場公園の石堤修築費用として寄付するというもの
81	大正二年度富山県高岡市歳入予算 追加につき報告書	T3(1914).2.7	高岡市長 鳥山敬二 郎		・大工中町 松本重三郎ほか19名 大工町 紺井次作ほか64名 大鋸屋町 北林右エ門ほか18名 宮脇町 大坪富次郎ほか10名 白銀後町 広岡宗助ほか10名 関町 堀崎庄八ほか60名 ・連合共進会富山県協賛会高岡市委員長代理 釜本三郎よりの出金申請。これらを市の予算として追加するというもの
82	(盗伐の義につき、御届提出伺書)	T3(1914).3.9	高岡市長	高岡警察署長	・5-77、5-78と関連。御届案あり ・警察署に提出すべき原本か
83	盗伐の義につき御届	T3(1914).3.3	高岡警察署長	高岡市長	
84	盗伐桐樹発見につき、仮下請書提出 伺書	T3(1914).3.6	高岡市長	高岡警察署長	・5-83に関連 ・盗まれた桐樹が発見されたので、「仮下請書」を提出しようとするもの

85	桜樹苗購入につき照会状	T3(1914).3.11	高岡市役所	金沢市桜島6番町 丸岡與三次	・この度、市で桜の苗を購入するにあたり、高さがどれくらいのも のが何本あるか、100本につき代金はいくらになるか、商品陳列所 までの運賃はいくらか、注文後幾日で届くかなど
86	仕抹書	T3(1914).3.1	看守人 三村六次郎	高岡市長 鳥山敬 二郎	・5-82～5-84の一連の盗伐の件についての始末書。定塚町 野 村吉郎が盗みを働いたとされ、そのことに自分も関わっていたの ではと尋問されたこと甚だ迷惑。しかし、野村の盗みについて職務 上不注意なところもあり、申し訳ない…との内容
87	(公園看守人解職並に仕命案)	T3(1914).3.17	三村六次郎	高岡市長 鳥山敬 二郎	・公園看守人の三村六次郎が退職したいと願出たため、後任の山 本與三吉に任せるとの内容
88	解職願	T3(1914).3.17	三村六次郎	高岡市長 鳥山敬 二郎	・公園看守人の三村六次郎が退職したいと願出たため、後任の山 本與三吉に任せるとの内容 ・「家事の都合により」と理由をあげているが、恐らく一連の事件に よる自主退職ではないか
89	(見取図)				・公園内のいずれかの図面
90	(高岡公園地内使用許可伺書)	T3(1914).3.23	浅井亀次郎	高岡市長 鳥山敬 二郎	・使用地坪は50坪(建物) ・遊技場の設置のため、T3.4.1～T4.3.31まで使用したいというもの ・見取図つき(2枚)
91	高岡公園地使用願	T3(1914).3.19	浅井亀次郎	高岡市長 鳥山敬 二郎	・使用地坪は50坪(建物) ・遊技場の設置のため、T3.4.1～T4.3.31まで使用したいというもの ・見取図つき(2枚)
92	(高岡公園地内使用許可伺書ならび に命令書案)	T3(1914).3.2	柴野源太郎(木村喜 太郎)	高岡市長 鳥山敬 二郎	・両名で露店を行うために使用願が提出(露店2個と懸台2個) ・期限はT3.4.1～10.31まで ・命令書つき
93	露店使用願		柴野源太郎(木村喜 太郎)	高岡市長 鳥山敬 二郎	・両名で露店を行うために使用願が提出(露店2個と懸台2個) ・期限はT3.4.1～10.31まで ・命令書つき ・高岡公園内にある露店2ヶ所の使用願(ともに本丸)。柴野の名 前で申請 ・「営業品目録」とあり
94	高岡公園露店使用願	T3(1914).2.24	木村喜太郎	高岡市長 鳥山敬 二郎	・両名で露店を行うために使用願が提出(露店2個と懸台2個) ・期限はT3.4.1～10.31まで ・命令書つき ・高岡公園内にある露店3ヶ所の使用願(ともに本丸)。柴野の名 前で申請 ・「営業品目録」とあり ・商品目録つき
95	(公園濠池内遊船の義につき許可伺 書)	T3(1914).3.23	柴野源太郎	高岡市長 鳥山敬 二郎	・T3.4.1～3月まで来客遊覧のため船4隻を運行したいとの内容
96	高岡公園濠池内遊船の義につき願	T3(1914).3.23	柴野源太郎	高岡市長 鳥山敬 二郎	・T3.4.1～3月まで来客遊覧のため船4隻を運行したいとの内容
97	(桜馬場堤切開につき許可伺書)	T3(1914).3.23	奥野秀	高岡市長 鳥山敬 二郎	・桜馬場通りの下関村の413番地の先の土堤の切開(幅6尺×奥 行12尺=2坪)をしたいとのこと ・家の新築のために道路を作る必要があるため
98	土堤切開き願	T3(1914).3.19	奥野秀	高岡市長 鳥山敬 二郎	・桜馬場通りの下関村の413番地の先の土堤の切開(幅6尺×奥 行12尺=2坪)をしたいとのこと ・家の新築のために道路を作る必要があるため
99	桜馬場通道路掘削につき召喚状案	T3(1914).3.25	高岡市役所	高岡瓦口株式会社	・道路掘削の件について、周りの使用者より不都合があるとのこ とで、役所へ出頭し、責任者が説明せよとの内容
100	桜苗木購入につき回答状	T3(1914).3.20	丸岡植木店	高岡市役所	・5-85と関連→回答ハガキ、見積書きあり(5-102)
101	桜樹見本送付につき通牒	T3(1914).3.17	高岡市役所	丸岡植木店	・丸岡植木店より回答のあった桜苗木の件について、「中越の桜」 を各5本ずつ見本として送るよう依頼してよいか伺う文書 ・金3円75銭—桜見本25本。なお、お金は公園費修繕費より出す 〔発送依頼文(案)つき〕
102	桜樹見積書	T3(1914).3.14	丸岡植木店	高岡市役所	・桜の優劣により金額が異なっているそれぞれの見積りが記載 ・以前は「M43.9に購入」とのメモ付属
103	(高岡公園桐樹還付の件)	T3(1914).4.4			・5-82～5-88に関連
104	(高岡公園桐樹還付につき通知書)	T3(1914).4.2	高岡区裁判所検事 局	高岡市長 鳥山敬 二郎	・5-82～5-88に関連 ・「三村六次郎被告事件につき仮下中…」
105	(高岡公園地内使用許可伺書)	T3(1914).4.1	松本常吉	高岡市長 鳥山敬 二郎	・命令書案つき ・公園内の中の島に設置 ・T3.4.1～9.30まで ・営業目録つき
106	露店設置願	T3(1914).3.30	松本常吉	高岡市長 鳥山敬 二郎	・命令書案つき ・公園内の中の島に設置 ・T3.4.1～9.30まで ・営業目録つき

107	高岡公園桜樹新栽につき報告書				・桜樹新栽による報告、内容の記載
108	公園休憩所工料見積書		渡勝次郎	公園係	・公園休憩所設置にかかる費用の見積書と見取図
109	(高岡公園濠池内蓴菜採取につき許可伺書)	T2(1913).5.16	柴野源太郎	高岡市長 鳥山敬二郎	・公園内三の丸東北の濠池に産する蓴菜を採取したいとの内容 ・採取料は金1円 ・見取図つき
110	舶来赤紐等代価書上		越中伏木港 立山船具商店 三隅貞吉		
111	(放蛭停止の件につき伺書)	T3(1914).6.8			・高岡公園内において例年行っている放蛭のための予算金15円を計上していたが、諒闇第2期のために差し控えることとする内容の伺書
112	(高岡公園内銅像建設につき公園地使用許可伺書)	T3(1914).4.30	願人 堀二作 (保)菅野伝右衛門、木津太郎平	高岡市長 鳥山敬二郎	・命令書が続く第1〜4条 ・稲垣示の銅像を設置したいとのこと。設置見取図(1/40)、寸法などが記載された資料もあわせて添付
113	高岡公園無償使用願(稲垣示銅像設置につき)	T3(1914).4	願人 堀二作 (保)菅野伝右衛門、木津太郎平	高岡市長 鳥山敬二郎	・命令書が続く第1〜4条 ・稲垣示の銅像を設置したいとのこと。設置見取図(1/40)、寸法などが記載された資料もあわせて添付
114	概略見積書(稲垣示銅像設置につき)		石工 松田虎次郎		・総額金1,042円91銭1厘 ・5-112、5-113と関連 ・付属概略見積として、金402円60銭
115	附属概略見積書(稲垣示銅像設置につき)		石工 松田虎次郎		・総額金1,042円91銭1厘 ・5-112、5-113と関連 ・付属概略見積として、金402円60銭
116	高さ八尺銅像見積書(稲垣示銅像設置につき)		金森佐兵衛		・総額金1,042円91銭1厘 ・5-112、5-113と関連 ・付属概略見積として、金402円60銭 ・金1,640円52銭かかることある
117	高岡市公園地使用条例および施行規則				・5-112、5-113関連で添付されたものか
118	形像取締規則				・第1〜2条
119	銅像建設につき許可申請(案)		堀二作	富山県知事	・公園内に稲垣示の銅像を設置したいとの申請書(案)
120	銅像建設許可申請添付書		堀二作	富山県知事	・申請に伴う、形像の完成に至るまでの計画や材質の報告などが記載。設計書が続けて記載されている ・公園内の配置見取図や銅像設置図が添付
121	(桜堤開削不許可につき伺書)	T3(1914).6.26	山岸富次郎	高岡市長 鳥山敬二郎	・桜馬場堤の掘削は不許可であるとの内容でよいか伺う文書
122	桜馬場公園地桜堤切開に付き願	T3(1914).6.24	山岸富次郎	高岡市長 鳥山敬二郎	・桜馬場堤の掘削は不許可であるとの内容でよいか伺う文書 ・見取図つきの使用願提出
123	(梅実採取料払下につき受領伺書)	T3(1914).7.13	柴野源太郎	高岡市長 鳥山敬二郎	・柴野源太郎より納入のあった公園内の梅屋敷に産する梅実9升代として金45銭を徴収してもよいか伺う文書
124	(梅実採取料払下につき届)	T3(1914).6.9	柴野源太郎	高岡市長 鳥山敬二郎	・5-123に対し、金45銭を納入すること
125	(高岡公園中の島大雨による一部欠壊につき上申書)	T3(1914).6.11	公園取締人 今村五郎	高岡市長代理 助役 釜本三郎	・6.10の大雨により中の島に面する所、幅2間以下3ヶ所、紅葉の小さいもの2、3本、蠟木1本が水中へ滑り込み、また西側方面において1ヶ所、明丸にて本丸に面する中央より少し郡の方に寄った所1ヶ所が欠壊した。これらは排水路の付方によるものと考えられる。天気回復の後、工事を行うとよいと申し上げている内容
126	(桜の名所等に関わる調査回答案)	T3(1914).7.15	高岡市役所	帝国桜花会	・桜馬場公園についての調査回答(案)。面積／年代／本数などが記載
127	(桜の名所等に関わる照会状)	T3(1914).7.10	帝国桜花会	高岡市役所	・全国の桜の名所について調査をしており、その依頼状
128	(桜馬場通道路改修につき伺書)	T3(1914).7.28	公園取締人 農商務係		・桜馬場停車場通りから作道兵五郎前に至るまでにかけての改修実施の伺書 ・金7円にて完了とあり(後日)
129	(射水神社前排水路における土砂堆積につき改修伺書)	T3(1914).8.8			・修理人夫は9人で3円87銭が必要であると報告
130	(電灯移転につき伺書)	T3(1914).8.11			・郡役所の掲示場付近にある5つの燭光電灯を常念寺後方十字街にある電柱へ、また宮野の脇桜樹の中にある5つの電灯をその下の橋際の電柱へ移転すること

131	(大雨につき高岡公園内道路等修理伺書)	T3(1914).8.14	公園取締人 農商務係 土木係		・今朝までの大雨により公園内の紅葉桜数本と小竹藪の紅葉桜も吹き折れ、道路においても諸所破損し、桜馬場も水害を被った。 作業人夫を用いて復旧を行う必要があるとの内容
132	寄付願	T3(1914).4.4	木村左一郎	高岡市長 鳥山敬二郎	・躑躅1株(金50円)を植栽のために寄付するとのこと
133	(高岡公園地財産に関する照会状)	T3(1914).8.5	用度係	農商務係	・農商務係の管理する公園内の財産について、所在地／種別／員数／所有の目的などを明記し、回答せよとの内容
134	(高岡公園内外堀に対する斜面欠壊につき、報告書)	T3(1914).8.20	公園取締人 農商務係 土木係		・公園地内の外堀斜面の欠壊は、降雨の都度起こっており、原因は草木の公園内の乱伐によるものであろうと考えている内容
135	(公園内道路復旧工事の件伺書)	T3(1914).8.15	公園取締人 農商務係 土木係		・8.13に起こった大降雨のため破損した公園内の道路復旧工事について、作業人夫100人(43円)を要する見込みであることから、これら費用は修繕費より支出したいがよいか何う文書
136	公園内芝植込の件につき伺書(芝植込之件)	T3(1914).8.27			・射水神社横の広場の該草のない所の芝の植込みを行いたい。 費用は50円あるうちの12円30銭で行うとのこと
137	(高岡古城公園内蓮根請負採取の件につき伺書)	T3(1914).9.4	請負人 柴野源太郎 (保)山本太助、矢部孝太郎	高岡市長 鳥山敬二郎	・蓮根採取請負についての契約書 ・金額は10円50銭 ・T3.9.20～T4.4.30まで ・保証金は60銭 ・(高岡古城公園)とあり
138	契約書	T3(1914).9.3	請負人 柴野源太郎 (保)山本太助、矢部孝太郎	高岡市長 鳥山敬二郎	・蓮根採取請負についての契約書 ・金額は10円50銭 ・T3.9.20～T4.4.30まで ・保証金は60銭 ・(高岡古城公園)とあり
139	(高岡古城公園内蓮根採取請負契約締結につき、入札実施伺書)	T3(1914).9.3			・申請者は柴野源太郎
140	高岡古城公園蓮根採集再入札交名書	T3(1914).9.3			・柴野源太郎(10円50銭)と山本太助(9円50銭)両名列記
141	再入札書	T3(1914).9.3	柴野源太郎		・5-140と関連
142	再入札書	T3(1914).9.3	山本太助		・5-140と関連？
143	高岡古城公園蓮根採集競争入札交名書	T3(1914).9.1			・橋田十右衛門、柴野源太郎、山本太助
144	入札書	T3(1914).9.1	柴野源太郎		・蓮根採取請負に関わる入札書
145	入札書	T3(1914).9.1	山本太助		・蓮根採取請負に関わる入札書
146	入札書	T3(1914).9.1	橋田重(十)右ヱ門		・蓮根採取請負に関わる入札書
147	蓮根採取願		柴野源太郎	高岡市長 鳥山敬二郎	・採取料は金10円 ・期間はT4.1.31まで ・見取図つき
148	(高岡古城公園内蓮根採取につき入札伺書)	T3(1914).8.21			・採取料を徴収し、例年通り請負人に請け負わせるため入札を実施してよいか何う文書(公園内4ヶ所で掲示する) ・契約書(案)つき
149	公園除草舟竣功検査復命書	T3(1914).9.8	戸田久太郎	高岡市長 鳥山敬二郎	・9.15～9.17まで射水神社秋季祭執行のため借用したいとの内容 付属図つき
150	無料公園使用許可伺書	T3(1914).9.9	戸田久太郎	高岡市長 鳥山敬二郎	・9.15～9.17まで射水神社秋季祭執行のため借用したいとの内容 付属図つき
151	公園地内無償借地願	T3(1914).9.9	戸田久太郎	高岡市長 鳥山敬二郎	・9.15～9.17まで射水神社秋季祭執行のため借用したいとの内容 付属図つき
152	(公園地内植木伐採につき伺書)	T3(1914).9.18			・9.14に起きた暴風雨により射水神社右の松を伐採して用材に用いたい ・金3円で行う
153	公園地無料使用につき伺書	T3(1914).9.15			
154	桜堤開削不許可につき伺書	T3(1914).10.7	平能五兵衛	高岡市長 鳥山敬二郎	・桜馬場公園地内の桜堤の開削については認められないとする内容 ・通行道路として利用したいため ・付属図つき
155	桜馬場土堤通行使用願	T3(1914).19.6	平能五兵衛	高岡市長 鳥山敬二郎	・桜馬場公園地内の桜堤の開削については認められないとする内容 ・通行道路として利用したいため ・付属図つき

156	桜松移植につき許可伺書	T3(1914).9.23			・桜6本は明丸より桜馬場へ ・桜20本は明丸・小竹藪より中川村方面堀端へ ・以上の移植に関することについて記載 ・経費の総額26円37銭
157	桜松移植場所員数及費見積書				・桜6本は明丸より桜馬場へ ・桜20本は明丸・小竹藪より中川村方面堀端へ ・以上の移植に関することについて記載 ・経費の総額26円37銭
158	高岡公園電灯線架設柱および同園内広告に関する件につき照会依頼状	T4(1915).7.13	高岡市長	高岡電灯株式会社社長	・射水郡役所前より明丸道路にわたる電線が腐食により取替が必要である(危険)。その場合は本庁に届け出て報告せよとの依頼状
159	高岡公園予算書提出につき伺書	T3(1914).10.9			・県内務部より照会のあった市の予算書提出についての伺書 ・高岡公園の管理に関わる予算(収入・支出)について報告せよとの内容
160	高岡公園予算書提出の件につき照会	T3(1914).10.7	富山県内務部	高岡市役所	・県内務部より照会のあった市の予算書提出についての伺書 ・高岡公園の管理に関わる予算(収入・支出)について報告せよとの内容
161	高岡公園大正三年度予算報告の件につき回答書	T3(1914).10.14	高岡市長 鳥山敬二郎	富山県知事 浜田慎之助	・県内務部より照会のあった市の予算書提出についての伺書 ・高岡公園の管理に関わる予算(収入・支出)について報告せよとの内容 ・予算書。詳細な内訳あり
162	高岡公園予算書提出の件につき照会	T3(1914).10.13	富山県内務部	高岡市役所	
163	高岡公園予算書の件につき回答書	T3(1914).10.9	高岡市役所	県内務部長	・墨で「×」マークが書かれている ・5-161の下書(案)であろうか
164	工事竣工につき報告書	T3(1914).10.19	土木技師 橋本謙介 同技手 河井外次郎		・古城公園内の亀甲石取除修繕工事について、10.12に設計書通り終了したことを報告しているもの ・着手が10.1～10.12まで
165	(亀甲石移転の件につき伺書)	T3(1914).9.10			・古城公園内射水神社横にある亀甲石を桜馬場公園に移転しようというもの ・費用は11円10銭が必要で、この金額をもって工事を実施しようとするもの
166	古城公園亀甲石取除修繕工事仕様設計書				・古城公園内射水神社横にある亀甲石を桜馬場公園に移転しようというもの ・費用は11円11銭が必要で、この金額をもって工事を実施しようとするもの ・仕様設計書に工事の詳細が記載
167	使用願(軍人会よりの勅諭奉読式、並びに戦捷祝賀会執行につき)	T3(1914).11.9	帝国在郷軍人会高岡市連合分会長 木津太郎平	高岡市長代理 釜本三郎	・高岡公園内の中の島(晴天の場合) ・高等小学校 雨天体操場(雨天の場合) ・11.11午後3時より
168	売店破壊の件につき報告書	T3(1914).11.6			・T3.3～9月まで柴野源太郎に貸与していた売店が、11.4の夜何者かに壊された。よって売店は取り壊すこととし、報告するという内容
169	記念桜植込の件につき伺書	T3(1914).11.7			・青島陥落を祝して公園内の射水神社の左側高地に桜を植えようというもの。石碑をたて、その表裏には彫刻を施す(表:青島陥落記念桜、裏:大正3年11月7日)。4円50銭 ・現在この石碑は梅園南にある
170	廃船につき、用材使用伺書	T3(1914).11.20			・破損のひどい船についてはその用材を排水路の材料として使用したいとの内容